

領収書の電子保管容認

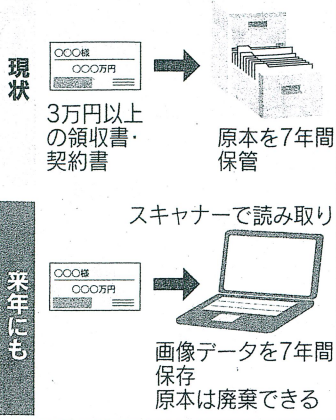
企業の税務調査規制を緩和

来年にも

政府は税務調査の証拠となる領収書や契約書の原本を原則7年間保管するよう企業に義務付けた規制を2015年にも緩める方針だ。3万円以上の場合に紙のまま保管するよう求めていたが、スキャナーで読み取って画像データを保存すれば原本を捨てられるようにする。米国や韓国は税務関連の書類の電子保存を広く認めており、「右盤規制」の撤廃によつて踏み出す。

政府は制度の見直しに向けて10月から経済界との調整に入った。経団連などに示した見直し案によると、15年にも財務省令

書類の廃棄が可能に



や契約書の保管に悩んでいた企業にとつては倉庫代や運搬料など保管コストの大幅な削減につながるそうだ。例えば携帯電話大手のソフトバンクモバイルの場合、グループ全体で年間約2万枚の領収書が集まる。経団連の試算では国内企業が領収書や契約書などの税務書類を保管するコストは合計で年間約3千億円にのぼる。これらの保管コストをペーパー

単に加工できるため、紙のままの状態よりも捏造（ねつぞう）や改ざんをしやすいとされる。財務省は社内チェック体制の整備などをスキャナー

保存の要件にする。領収書や契約書を受け取ってから速やかにスキャナーにかけることや読み取った日時がわかるように記録することなども求める。画像データは現在の紙の領収書などと同様に7年間の保存を義務付ける。

認める諸外国と日本には脱税に関する制度の違いもある。電子保存を認める国は企業側に脱税でないことを立証する責任を課す場合が多いが、日本では逆に税務当局側に企業の脱税を立証する重い

海外に比べ日本は書類の電子化が遅れている。世界銀行が調べる「ビジネス環境ランキング」の15年版で納税の回数や所要時間など手続きの煩雑さを含む「納税」の項目は189カ国中122位

責任を課している。財務省はこうした制度の違いを理由に紙の原本の保管にこだわってきた。今回、規制を緩和する一方、不正が横行しないように読み取りの方法などを細かく定める。

で、14年版から8つランクを落としている。ペーパーレス化を進める韓国では大手企業の1人あたりの書類の保管量が日本企業のわずか2割にとどまるといふ。

書類の電子保存を広く